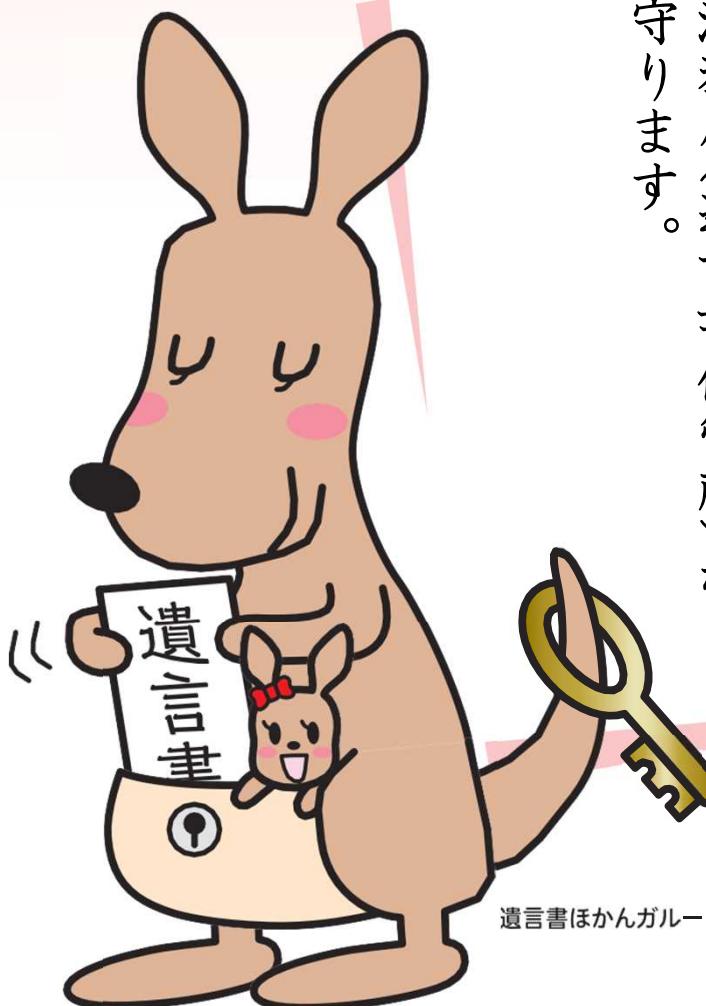


自筆証書遺言書保管制度 の ご案内



あなたの大切な遺言書を
法務局（遺言書保管所）が
守ります。

遺言書ほかんガルー

遺言者の手続

- ・遺言書の保管の申請
(P4~6)
- ・遺言書の閲覧(P6)
- ・撤回・変更の届出(P8)

相続人等の手続

- ・証明書の請求(P9, 10)
- ・遺言書の閲覧(P11)

予約について(P3)

- よくあるご質問(P12, P13)
- 手数料について(P13)

令和2年7月10日(金)制度開始

法務省民事局
奈良地方法務局



自筆証書遺言書保管制度について

なぜこの制度が必要なの？

?



遺言は、相続をめぐる紛争を防止するために有用な手段です。そして、自筆証書遺言は、自書さえできれば遺言者本人のみで作成でき、手軽で自由度の高いものです。しかし、遺言者本人の死亡後、相続人等に発見されなかつたり、一部の相続人等により改ざんされる等のおそれが指摘されています。

この自筆証書遺言のメリットは損なわず、問題点を解消するための方策として、本制度が創設されました。

× 相続人に発見されないことがある

× 改ざんされるおそれがある

主に遺言書作成後の管理に起因するトラブル

↑ 解消策

法務局（遺言書保管所）が
遺言書を保管する制度

ぜひ、ご活用ください！



高齢化の進展とともに、「終活」等が浸透しつつあると言われていますが、ご自身の財産をご家族へ確実に託す方法の一つとして自筆証書遺言を検討されるに当たっては、ぜひ本制度をご活用ください。

※法務局（遺言書保管所）に保管の申請をされた場合には、ご家族のどなたかにその旨お伝えになると、相続開始後の証明書の請求等の手続もスムーズに行われます。



自筆証書遺言と公正証書遺言

自筆証書遺言（民法968条）

- ・遺言者本人が遺言書の全文（財産目録を除く。）、日付及び氏名を自書さえできれば一人で作成することができます。
- ・遺言者自身で作成するため費用はありません。

本制度を利用すれば、
法務局に預けることができます。

- ・遺言者本人の判断で適宜の方法により保管することとなります。
- ・相続開始後、相続人等が家庭裁判所に検認を請求する必要があります。

作成方法

公正証書遺言（民法969条）

- ・法律専門家である公証人の関与の下、2名以上の証人が立ち会って行う遺言で、公証人は、遺言能力や遺言の内容の有効性の確認、遺言内容についての助言等を行います。
- ・財産の価額に応じた手数料がかかります。
- ・遺言者が病気等で公証役場に出向けない場合は、公証人が出張して作成することができます。
- ・原本は公証役場において厳重に保管されます。
- ・検認は不要です。

保管方法

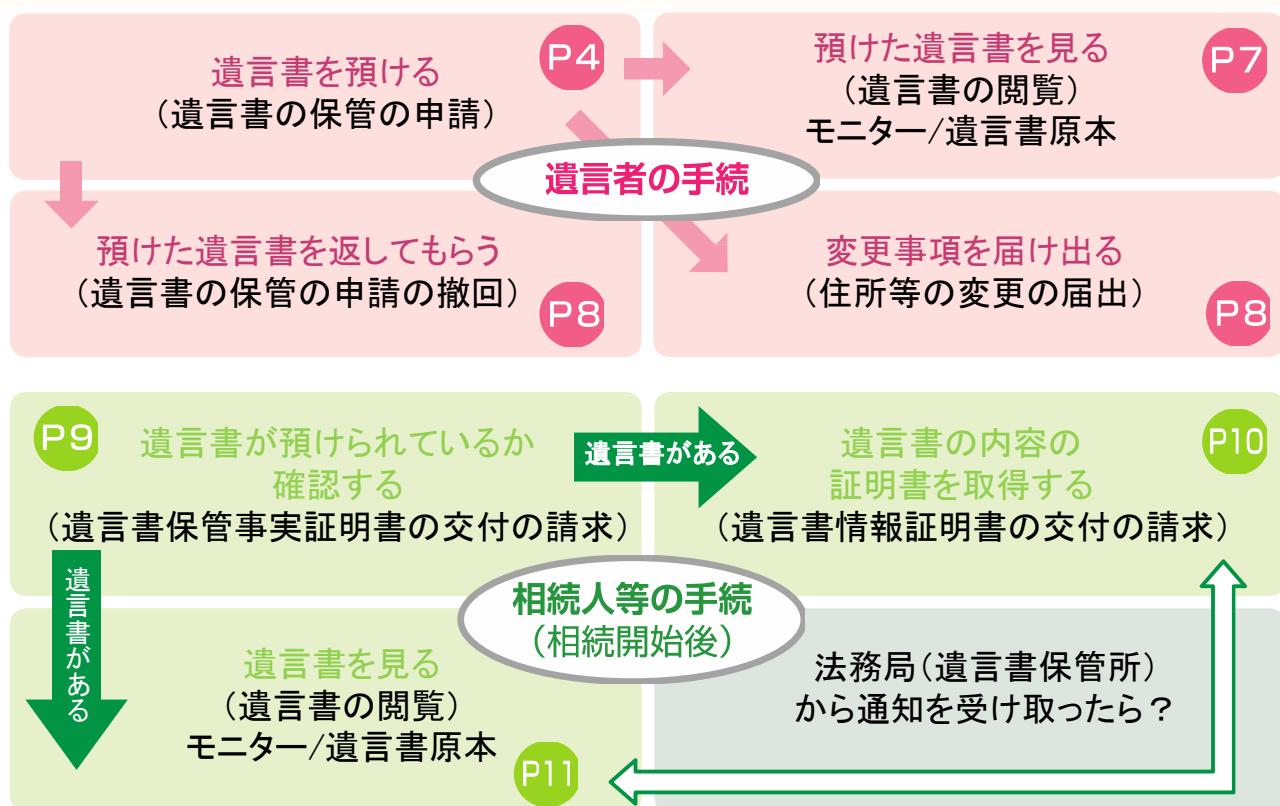
その他



本制度で保管された遺言書は
検認は不要です。



自筆証書遺言書管理制度の主な手続



相続をめぐる紛争を防止する観点から、本制度では、

- ①自筆証書遺言に係る遺言書を法務局(遺言書保管所)でお預かりします。
- ②保管の際は、法務局職員(遺言書保管官)が民法の定める自筆証書遺言の方式について外形的な確認(全文、日付及び氏名の自書、押印の有無等)を行います。
※遺言の内容について、法務局職員(遺言書保管官)が相談に応じることはできません。
- ※本制度は、保管された遺言書の有効性を保証するものではありません。
- ③お預かりする遺言書は、その原本及びデータを長期間適正に管理します。
- ④相続開始後は、相続人等に遺言書の内容が確実に伝わるよう、証明書の交付や遺言書の閲覧等に対応します。
- ⑤相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けたり、遺言書の閲覧をした場合には、その他の全ての相続人等へ遺言書が保管されている旨の通知をします。
- ⑥本制度で保管されている遺言書は、家庭裁判所の検認が不要となります。



本制度をご利用いただくに当たって

- 手続に当たり、**遺言書**及び**申請書**又は**各種請求書等**は、事前に作成いただく必要があります。
作成いただいている場合、予約日にお越しいただいても、その日に手続ができないことがあります。
- 本制度は、全国の(地方)法務局(遺言書保管所:312か所)で取り扱っています。
→全国の法務局(遺言書保管所) → P14 参照
- 保管の申請等の手続は**遺言者本人**が、法務局(遺言書保管所)に来て行う必要があります。
→**本人出頭を要する手続**について → P4, P7, P8 参照
- 本制度の対象となるのは、**自筆証書遺言に係る遺言書**で、かつ、本制度において定められた様式に従って作成されたものであることが必要です。
→本制度の対象となる遺言書の様式について → P5, P6 参照
- 法務局(遺言書保管所)から**通知**を受けた方は遺言書の閲覧等を行い、遺言書の内容を確認することができます。
→**遺言書の閲覧** → P11 参照, 遺言書情報証明書の交付の請求 → P10 参照



手続の予約制（※必須）について

- 本制度では、遺言書の保管の申請、遺言書の閲覧の請求等を始めとする法務局（遺言書保管所）において行う**全ての手続**について、予約が必要です。
- これは、法務局（遺言書保管所）において行う手続につきましては、それぞれ各種確認や手続の処理に、一定程度時間を要するため、手續の順番をお待ちいただくことのないようにすることを目的としています。
※手續の処理自体には、一定の待ち時間をお待ちいただきます。
- そのため、**予約をせずに法務局（遺言書保管所）にお越し頂いた場合**、予約が優先されるため、**長時間お待ちいただくことになったり、その日に手續ができないことがあります。**



予約方法について

- 予約の方法は次の3つです。

1 法務局手続案内予約サービスの専用HPにおける予約（24時間365日可）

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

2 法務局（遺言書保管所）への電話による予約

手續を行う予定の各法務局（遺言書保管所）へ、お電話にてお申込みください。

受付時間：平日8:30～17:15まで（土・日・祝日・年末年始は除く）

→全国の法務局（遺言書保管所）一覧 ➡ P14 参照

※時間帯によっては、お電話がつながりにくいことがあります。

3 法務局（遺言書保管所）窓口における予約

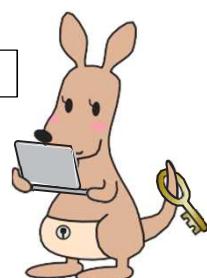
手續を行う予定の各法務局（遺言書保管所）の窓口へ直接お申込みください。

受付時間：平日8:30～17:15まで（土・日・祝日・年末年始は除く）

→全国の法務局（遺言書保管所）一覧 ➡ P14 参照

※法務局職員（遺言書保管官）が手續対応中である場合、

お待ちいただくことがあります。



予約に関する注意事項について

- 1 予約時間を過ぎてもお越しにならない場合、キャンセルされたものとして取り扱うことがあります。
- 2 予約は、申請その他の手續を行うご本人名でお願いします。

遺言者が遺言書を預ける（遺言書の保管の申請）

保管の申請の流れ

1

自筆証書遺言に係る遺言書を作成する

注意事項 → P5, P6 参照 をよく確認しながら、遺言書を作成してください。

2

保管の申請をする遺言書保管所を決める



保管の申請ができる遺言書保管所

遺言者の住所地

遺言者の本籍地

遺言者が所有する不動産の所在地

} のいずれかを管轄する遺言書保管所

ただし、既に他の遺言書を遺言書保管所に預けている場合には、その遺言書保管所になります。

3

申請書を作成する

申請書に必要事項を記入してください。

申請書の様式は、法務省HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

4

保管の申請の予約をする

→ P3 参照

5

保管の申請をする

次のアからイまでのものを持参して、予約した日時に遺言者本人が、遺言書保管所にお越しください。

①遺言書

ホッチキス止めはしないでください。封筒は不要です。

②申請書

あらかじめ記入して持参してください。

③添付書類

本籍の記載のある住民票の写し等（作成後3か月以内）

※遺言書が外国語により記載されているときは、日本語による翻訳文

④本人確認書類（有効期限内のものをいずれか1点）

マイナンバーカード 運転免許証 運転経歴証明書 旅券 乗員手帳

在留カード 特別永住者証明書

⑤手数料

遺言書の保管の申請の手数料は、1通につき3,900円です（必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。）。

※一度保管した遺言書は、保管の申請の撤回をしない限り返却されません。



6

保管証を受け取る

交付される保管証のイメージ画像 →



手続終了後、遺言者の氏名、出生の年月日、遺言書保管所の名称及び保管番号が記載された保管証をお渡しします。

遺言書の閲覧 → P7 参照、保管の申請の撤回、変更の届出 → P8 参照

をするときや、相続人等が遺言書情報証明書の交付の請求等 → P10 参照

をするときに、保管番号があると便利ですので、大切に保管してください。

遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けていることをご家族にお伝えになる場合には、保管証を利用されると便利です。



遺言書の様式の注意事項

以下は、本制度で預かる遺言書の形式面での注意事項です。
遺言書保管所においては、遺言の内容についての審査はしません。

財産の特定のためには、遺言書に財産目録を添付いただいた方が確実です。

余白 5ミリメートル以上

遺 言 書

1 私は、私の所有する別紙1の不動産を、長男遺言一郎（昭和〇年〇月〇日生）に相続させる。

2 私は、私の所有する別紙2の(不動産)と、次の者に遺贈する。
預貯金
印

住 所 ○○県○○市○○町○丁目○番地○
氏 名 甲山花子
生年月日 昭和〇年〇月〇日

3 私は、この遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 ○○県○○市○○町○丁目○番地○
職 業 弁護士
氏 名 東京和男
生年月日 昭和〇年〇月〇日

今和2年7月10日
住所 ○○県○○市○○町○丁目○番地○

遺 言 太 郎
印

上記2中、3字削除3字追加 遺言太郎
1/3

余白 10ミリメートル以上

遺言書を作成した年月日を記載してください。「〇年〇月吉日」などの記載では保管することはできません。

推定相続人（相続が開始した場合に相続人となるべき者）には「相続させる」又は「遺贈する」と記載します。

※推定相続人に対して、財産を「相続させる」旨の遺言をする場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に記載する必要はありません。

※推定相続人に対して、財産を「遺贈する」場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】に受遺者として、その氏名等を記載してください。

推定相続人以外の者には「相続させる」ではなく「遺贈する」と記載します。

※推定相続人以外の者に対して、財産を「遺贈する」場合は、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】受遺者として、その氏名等を記載してください。

※遺言執行者については、遺言書の保管申請書の【受遺者等・遺言執行者等欄】にその氏名等を記載してください。

署名+押印が必要です。
押印は認印でも差し支えありませんが、スタンプ印は避けてください。

内容を変更する場合には、その場所が分かるようにして、変更した旨を付記して署名し、変更した場所に押印をする必要があります。

変更が煩雑になる場合や心配な場合には、書き直すことをお勧めします。

用紙は、A4サイズで、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。

財産目録以外は**全て自書**する必要があります。

長期間保存しますので、ボールペン等の容易に消えない筆記具を使ってください。

ページ数の記載や変更の記載を含めて、余白部分には何も記載しないでください。

裏面には何も記載しないでください。

(自書によらない財産目録の例)

通帳のコピーを財産目録として添付するときは、銀行名、支店名、口座名義、口座番号等が分かるページをコピーしてください。

不動産の場合には、所在、地番・家屋番号等により特定できれば、登記事項証明書の一部分やコピーを財産目録として添付してもかまいません。
※別紙1は、登記情報提供サービス
(<https://www1.touki.or.jp>)を利用して印刷した例です。

別紙1

2020/04/01 08:40 現在の情報です。

別紙2

余白 5ミリメートル以上

イゴン タロウ サマ

店番号 ○○○○口座番号
000 0000000

株式会社 ●●●銀行(銀行コード)
お取引店 ○○○○支店
電話 00-0000-0000

お客様コード △△△△△△△△

余白 20ミリメートル以上

余白 5ミリメートル以上

余白 5ミリメートル以上

余白 5ミリメートル以上

余白 10ミリメートル以上

遺言太郎 印

3 / 3

財産目録は、自書する必要はありませんが、記載のある全てのページに署名+押印が必要です。

遺言書本文・財産目録には、各ページに通し番号で、ページ数を自書してください。

遺言書は、左辺に2穴を開けて保管しますので、20ミリメートル以上の余白を確保してください。

余白 10ミリメートル以上

用紙は、A4サイズで、文字の判読を妨げるような地紋、彩色等のないものを使ってください。長期間保存しますので、財産目録としてコピー等を添付する場合には、感熱紙等は使用せず、印字が薄い場合には、印刷・コピーをやり直してください。
ページ数の記載や変更の記載を含めて、余白部分には何も記載しないでください。
裏面には何も記載しないでください。

遺言者が預けた遺言書を見る（遺言書の閲覧）

遺言者は、遺言書の閲覧の請求をして、遺言書保管所で保管されている遺言書の内容を確認することができます。閲覧の方法は、モニターによる遺言書の画像等の閲覧、又は、遺言書の原本の閲覧となります。

遺言書の閲覧の請求の流れ

1 閲覧の請求をする遺言書保管所を決める



閲覧の請求ができる遺言書保管所

モニターによる閲覧

全国のどの遺言書保管所でも、閲覧の請求をすることができます。

遺言書原本の閲覧

遺言書の原本が保管されている遺言書保管所でのみ閲覧を請求することができます。

2 請求書を作成する

請求書に必要事項を記入してください。請求書の様式は、

法務省HP (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。

3 閲覧の請求の予約をする

➡ P3 参照

4 閲覧の請求をする



請求書を遺言書保管所に提出してください。

閲覧の請求ができる者

・遺言者本人のみ



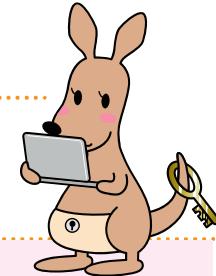
添付書類



不要です。

本人確認 ➡ P4 参照

遺言者の本人確認のため、運転免許証等、顔写真付きの身分証明書を提示していただきます。



※モニターによる閲覧の手数料は、1回につき1,400円です。

※遺言書の原本の閲覧の手数料は、1回につき1,700円です。

※必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。

5 閲覧をする



遺言者が預けた遺言書を返してもらう（撤回）

遺言者は、遺言書保管所に保管されている遺言書について、保管の申請の撤回をすることにより、遺言書の返還等を受けることができます。

保管の申請の撤回の流れ

※保管の申請の撤回は、遺言の効力とは関係がありません。

1 撤回書を作成する

撤回書に必要事項を記入してください。撤回書の様式は、

法務省HP(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。



保管の申請の
撤回ができる者
・遺言者本人のみ



本人確認

→ P4 参照

遺言者の本人確認のため、運転免許証等、顔写真
付きの身分証明書を提示していただきます。



2 撤回の予約をする



保管の申請の撤回ができる遺言書保管所

→ P3 参照

遺言書の原本が保管されている遺言書保管所のみです。

3 撤回し、遺言書を返してもらう

撤回書（及び添付書類）を遺言書保管所に提出してください。



添付書類 不要です。ただし、保管の申請時以降に遺言者の氏名、住所等に変更が生じ
ている場合には、変更が生じた事項を証する書面を添付する必要があります。

※遺言書の保管の申請の撤回には手数料はかかりません。

遺言者が変更事項を届け出る（変更の届出）

遺言者は、保管の申請時以降に氏名、住所等に変更が生じたときには、遺言書保管官にその旨を届け出る必要があります。

変更の届出の流れ

1 届出書を作成する

届出書に必要事項を記入してください。届出書の様式は、

法務省HP(http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

からダウンロードできます。また、法務局（遺言書保管所）窓口にも備え付けられています。



変更の届出ができる者
・遺言者本人 左記の親権者や成年後見人等の法定代理人

2 変更の届出の予約をする



変更の届出ができる遺言書保管所

全国のどの遺言書保管所でも届出をすることができます。※変更の届出は郵送でも可能です。

3 変更の届出をする

変更届出書及び添付書類を遺言書保管所に提出又は送付してください。



添付書類 変更が生じた事項を証する書面（住民票の写し、戸籍謄本等）
請求人の身分証明書のコピー

法定代理人が届出する場合 戸籍謄本（親権者）又は登記事項証明書（後見人等）（作成後3か月以内）

※遺言者本人以外の氏名、住所等に変更が生じた場合には、添付書類は不要ですが、正確な通知のためには住民票等で確認いただいた上で届け出てください。

※変更の届出には手数料はかかりません。

相続人等が遺言書が預けられているか確認する(証明書の請求)

遺言書保管事実証明書とは

遺言書保管事実証明書の交付の請求をし、特定の遺言者の、自分を相続人や受遺者等又は遺言執行者等とする遺言書が保管されているか否かの確認ができます(遺言者が亡くなっている場合に限られます。)。

遺言書保管事実証明書の交付の請求の流れ

1

交付の請求をする遺言書保管所を決める



交付の請求ができる遺言書保管所

全国のどの遺言書保管所でも、交付の請求をすることができます。

2

請求書を作成する



交付の請求ができる者

・相続人・遺言執行者等・受遺者等 左記の親権者や成年後見人等の法定代理人



添付書類

- ⑦遺言者の死亡の事実を確認できる戸籍(除籍)謄本
- ⑧請求人の住民票の写し

相続人が請求する場合

- ⑦遺言者の相続人であることを確認できる戸籍謄本

法定代理人が請求する場合

- ⑧戸籍謄本(親権者)や登記事項証明書(後見人等)(作成後3か月以内)

請求人が法人である場合

- ⑨法人の代表者事項証明書(作成後3か月以内)

3

交付の請求の予約をする

→ P3 参照

4

交付の請求をする

遺言書保管事実証明書の手数料は、1通につき800円です(必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。)。

送付の方法による交付の請求の場合は、ご自身の住所を記載した返信用封筒と、切手を同封してください。

5

証明書を受け取る

窓口請求の場合

運転免許証等により本人確認をした後、遺言書保管事実証明書をお渡します。 → P4 参照

送付請求の場合

請求人の住所に宛てて遺言書保管事実証明書を送付します。

遺言書が保管されている場合には、遺言書情報証明書の交付の請求 → P10 参照 や遺言書の閲覧 → P11 参照 を行い、遺言書の内容を確認することができます。

↓交付される証明書のイメージ画像→

認証文の種類

	保管されている	保管されていない
相続人	「上記の遺言者の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管され、上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。」	「上記の遺言者の申請に係る遺言書が遺言書保管所に保管されていないことを証明する。」
相続人以外の方	「上記の遺言者の申請に係る請求人を受遺者等(略)又は遺言執行者等(略)とする遺言書が遺言書保管所に保管され、上記のとおり遺言書保管ファイルに記録されていることを証明する。」	「上記の遺言者の申請に係る請求人を受遺者等(略)又は遺言執行者等(略)とする遺言書が遺言書保管所に保管されていないことを証明する。」

相続人等が遺言書の内容の証明書を取得する(証明書の請求)

遺言書情報証明書とは

相続人等は、遺言書情報証明書の交付の請求をし、遺言書保管所に保管されている遺言書の内容の証明書を取得することができます(遺言者が亡くなっている場合に限られます。)。

遺言書情報証明書の交付の請求の流れ

1

交付の請求をする遺言書保管所を決める



交付の請求ができる遺言書保管所

全国のどの遺言書保管所でも、交付の請求をすることができます。



交付の請求ができる者

- ・相続人
- ・受遺者等
- ・遺言執行者等

上記の親権者や成年後見人等の法定代理人

2

請求書を作成する



添付書類

法定相続情報一覧図
の写しを活用ください!

法定相続情報一覧図
の写しを持っています
か?

はい

いいえ
…

添付書類
④ ① ②

同一覧図の写しに住所
の記載はありますか?

はい

いいえ
…

添付書類
① ②

添付書類
⑦

添付書類

⑦ 法定相続情報一覧図の写し(住所の記載があるもの)

① 法定相続情報一覧図の写し(住所の記載がないもの)

② 遺言者の出生時から死亡時までの全ての戸籍(除籍)謄本

③ 相続人全員の戸籍謄本

④ 相続人全員の住民票の写し(作成後3か月以内)

受遺者、遺言執行者等が請求する場合 請求人の住民票の写し

請求人が法人である場合 法人の代表者事項証明書
(作成後3か月以内)

法定代理人が請求する場合 戸籍謄本(親権者や登記事項証明書
(後見人等)(作成後3か月以内)

※遺言書を保管している旨の通知を受けた方が請求する場合等は、
⑦から④までの書類の添付は不要です。

3

交付の請求の予約をする

➡ P3 参照

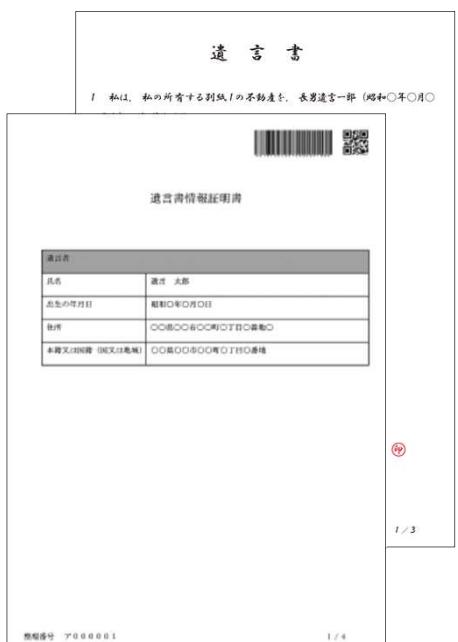
↓ 交付される証明書のイメージ画像

4

交付の請求をする

遺言書情報証明書の手数料は、1通につき1,400円で
す(必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。)。

送付の方法による交付の請求の場合は、ご自身の住所
を記載した返信用封筒と、切手を同封してください。



5

証明書を受け取る

- ・遺言書情報証明書は、登記や各種手続に利用する
ことができます。
- ・家庭裁判所の検認は不要
です。

窓口請求の場合

運転免許証等により本人確
認をした後、遺言書情報証
明書をお渡しします。

➡ P4 参照

送付請求の場合

請求人の住所に宛てて遺言書
情報証明書を送付します。

その他の相続人等への通知

相続人等が証明書の交付を受けると、遺言書保管官はそ
の方以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨を通
知します。

相続人等が遺言書を見る（遺言書の閲覧）

相続人等は、遺言書の閲覧の請求をして、遺言書保管所で保管されている遺言書の内容を確認することができます。閲覧の方法は、モニターによる遺言書の画像等の閲覧、又は、遺言書の原本の閲覧となります（遺言者が亡くなられている場合に限られます。）。

遺言書の閲覧の請求の流れ

1 閲覧の請求をする遺言書保管所を決める



閲覧の請求ができる遺言書保管所

モニターによる閲覧

全国のどの遺言書保管所でも、閲覧を請求することができます。

遺言書原本の閲覧

遺言書の原本が保管されている遺言書保管所でのみ閲覧を請求することができます。

2 請求書を作成する



閲覧の請求ができる者

・相続人・受遺者等・遺言執行者等

上記の親権者や成年後見人等の法定代理人



添付書類

→ P10 参照

3 閲覧の請求の予約をする

→ P3 参照

4 閲覧の請求をする

請求書を遺言書保管所に提出してください。



本人確認 → P4 参照

請求人の本人確認のため、運転免許証等、顔写真付きの身分証明書を提示していただきます。



※モニターによる閲覧の手数料は、1回につき1,400円です。

※遺言書の原本の閲覧の手数料は、1回につき1,700円です。

※必要な収入印紙を手数料納付用紙に貼ってください。



5 閲覧をする

（相続人等）



他の相続人等への通知

相続人等が遺言書の閲覧をすると、遺言書保管官はその方以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨を通知します。



自筆証書遺言書管理制度についての Q&A

Q

A

1	法務局（遺言書保管所）で遺言書の書き方を教えてくれますか。	遺言書の作成に関するご相談には一切応じられません。遺言書の様式については、P 5, P 6をご覧いただき、あらかじめご自身で作成の上、来庁いただくようお願いします。
2	遺言書の様式について、用紙に模様があるのですが、申請可能ですか。	その模様が文字の判読に支障がないものであれば、申請可能です。
3	遺言書を何色か色分けして書いてよいですか。	保管されている遺言書について、相続人等がその内容を確認する手段として遺言書情報証明書の交付の請求や遺言書の閲覧があります。閲覧については原本とモニターによる方法があり、色分けを確認することができますが、遺言書情報証明書は白黒で出力されるため色分けを確認することができません。したがって、本制度を利用する場合、遺言書を色分けして作成することはお勧めしません。
4	保管制度が開始する前に作成した遺言書でも預かってもらえますか。	作成した遺言書が所定の様式（P 5, P 6参照）に合うものであれば、保管申請することが可能です。
5	申請書・請求書は、どこでもらえますか。	法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html) に掲載している様式をダウンロードして入力することで作成いただくことができます。なお、法務局（遺言書保管所）の窓口でも入手可能です。
6	保管の申請をしたいのですが、遺言者本人が病気のため法務局（遺言書保管所）へ出頭できない場合はどうすればよいですか。	本人出頭義務を課していることから、その場合には、本制度をご利用いただけません。なお、介助のために付添人に同伴していただくことは差し支えありません。（公正証書遺言につき、P 1参照）
7	保管の申請時には、遺言書を封筒に入れたまま法務局（遺言書保管所）へ持参すればよいですか。	申請時には遺言書原本のみをお出しいただくことになります。封筒は不要です。
8	本人確認について、顔写真付きの身分証明書を所持していない場合はどうすればよいですか。	本人出頭義務を課していることから、なりすましを防止する必要があるため、顔写真付きの身分証明書の提示が必須となります。例えば、マイナンバーカードであれば、誰でも取得できますのでご検討願います。
9	保管の申請の手数料について、保管年数に応じて手数料も増えるのですか。	保管申請の手数料は、その後の保管年数に関係なく申請時に定額（遺言書 1 通につき、3,900 円）を納めていただきます。
10	手数料納付のための収入印紙はどこで購入すればよいですか。	各法務局（遺言書保管所）庁舎内の収入印紙の販売窓口又はお近くの郵便局等で販売しています。詳しくは、申請・請求予定先の法務局（遺言書保管所）にお問い合わせください。
11	遺言書を法務局（遺言書保管所）に預けたことを家族に伝えておいた方がよいですか。	法務局（遺言書保管所）に預けたことをご家族（相続人となり得る方）に伝えておいていただくと、相続開始後、ご家族が、スムーズに遺言書情報証明書の請求手続等を行うことができます。保管証を利用すると確実です。
12	保管証を紛失した場合には、再発行可能ですか。	保管証の再発行はできませんので、大切に保管してください。なお、保管証があるとその他の手續がスムーズですが、保管証がない場合でも手續は可能です。

Q

A

13	保管の申請をした後に、遺言書の内容を変更したい場合はどうすればよいですか。	保管の申請の撤回をして遺言書の返還を受けて、遺言書の内容を変更してから、再度保管の申請をしていただくことを推奨します。撤回をせずに新たな遺言書を預けることも可能です。いずれの場合も改めて保管の申請の手数料がかかります。
14	遺言書の保管の申請の撤回を行った場合に、その遺言は無効になるのですか。	遺言書の保管の申請の撤回は、法務局（遺言書保管所）に遺言書を預けることをやめることであり、その遺言の効力とは関係がありません。
15	遺言書の閲覧をしたいのですが、遺言書が保管されている法務局（遺言書保管所）が遠方の場合もその法務局（遺言書保管所）へ行かなければなりませんか。	遺言書の閲覧方法として、遺言書原本を閲覧する方法のほか、モニターで遺言書を閲覧する方法があります。モニターの方法による場合には、全国どこの法務局（遺言書保管所）においても閲覧が可能となります。
16	遺言書情報証明書を取得したいのですが、自分で法務局（遺言書保管所）へ行かなければなりませんか。	保管の申請の場合（Q 6）と異なり、遺言書情報証明書等の交付については、ご自身で法務局（遺言書保管所）の窓口に出向いて請求するほか、郵送による請求や、法定代理人による手続も可能です。なお、保管の申請書や請求書等の書類については、司法書士等にその作成を依頼することができます。
17	遺言書情報証明書はどのような手続に使用できますか。	今まで遺言書の原本を必要としていた相続登記手続等や銀行での各種手続について、遺言書情報証明書を使用していただくことを想定しています。
18	家族（相続人）は法務局（遺言書保管所）に保管されている遺言書を返却してもらうことができますか。	法務局（遺言書保管所）に保管されている遺言書については、家族（相続人）であっても返却を受けることはできません。内容を確認するには、遺言書情報証明書の交付の請求又は遺言書の閲覧をしてください。
19	予約せずに直接法務局（遺言書保管所）に行つた場合には申請を受け付けてもらえますか。	各種申請・請求に当たっては原則として予約が必要です。予約せずに来庁された場合、長時間お待ちいただいたり、その日に手続ができない場合があります。
20	自筆証書遺言を作成したら必ず法務局（遺言書保管所）に預けなければならないのですか。	本制度は、自筆証書遺言に係る遺言書について、法務局（遺言書保管所）に保管をするという選択肢を増やすものであり、従来どおり自宅等で保管していただくことも可能です。
21	自筆証書遺言と公正証書遺言のどちらを選べばよいですか。	自筆証書遺言と公正証書遺言の主な特徴については、P 1 に記載していますので参考にしてください。なお、どちらを選ぶべきかは、ご本人の判断ですので、法務局（遺言書保管所）ではお答えできません。



手数料の一覧

申請・請求の種別	申請・請求者	手数料
遺言書の保管の申請	遺 言 者	1通につき、3,900円
遺言書の閲覧の請求（モニター）	遺言者・関係相続人等	1回につき、1,400円
遺言書の閲覧の請求（原本）	遺言者・関係相続人等	1回につき、1,700円
遺言書情報証明書の交付請求	関 係 相 続 人 等	1通につき、1,400円
遺言書保管事実証明書の交付請求	関 係 相 続 人 等	1通につき、800円

※遺言書の保管の申請の撤回及び変更の届出には手数料はかかりません。

※手数料は収入印紙を手数料納付用紙に貼って納めていただきます。貼っていただいた収入印紙に割印をしないでください。



奈良地方法務局管内の遺言書保管所管轄一覧

庁名	管轄区域	所在地・電話番号	最寄りの駅
奈良地方法務局 (本局)	奈良県の内 奈良市 大和郡山市 天理市 生駒市 山辺郡 生駒郡	〒630-8301 奈良市高畠町552 0742-23-5456	近鉄・JR「奈良」駅から市内循環バス利用「高畠町」下車2分
葛城支局	奈良県の内 大和高田市 橿原市 御所市 香芝市 葛城市 北葛城郡 磯城郡 高市郡	〒635-0096 大和高田市西町1-63 0745-52-4941（自動音声5番）	近鉄大阪線「大和高田」駅下車、徒歩10分 JR「高田」駅下車、徒歩10分
桜井支局	奈良県の内 桜井市 宇陀市 宇陀郡 吉野郡の内 東吉野村	〒633-0062 桜井市大字粟殿461-2 0744-42-2896	JR、近鉄「桜井」駅下車、徒歩15分
五條支局	奈良県の内 五條市 吉野郡の内 吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村	〒637-0043 五條市新町三丁目3-2 0747-22-2484	JR「五条」駅または「大和二見」駅下車、徒歩15分



お問い合わせ

予約をする方は

法務局手続案内予約サービス専用HPから、各手続をご予約いただけます。

<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

※電話による予約も可能です（連絡先は14ページを参照ください。）。



法務局における自筆証書遺言書保管制度について

法務省HP http://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



●奈良県内の遺言書保管所

奈良地方法務局（供託課） 0742-23-5456

奈良地方法務局葛城支局 0745-52-4941（自動音声5番）

奈良地方法務局桜井支局 0744-42-2896

奈良地方法務局五條支局 0747-22-2484

民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律について (相続法の改正)



法務省HP http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00222.html

遺言・相続等に関する法制度や相談窓口について 日本司法支援センター(法テラス)



法テラスHP <https://www.houterasu.or.jp/>

おなやみなし

法テラス・サポートダイヤル **0570-078374**

(IP電話からは **03-6745-5600**)

受付時間 平日9:00～21:00 土曜日9:00～17:00 祝日・年末年始を除く

遺言・相続等に関する相談

●奈良弁護士会

HP <https://www.naben.or.jp/>

電話番号 0742-22-2035

●奈良県内の公証役場

奈良合同公証役場 電話番号 0742-81-8511

高田公証役場 電話番号 0745-22-7166

●奈良県司法書士会

HP <https://www.narashihou.or.jp/>

電話番号 0742-22-6677